

## 御前崎ケーブルテレビ インターネット接続サービス契約約款新旧対照表

旧			新		
第16条（契約者が行う契約の解除） 3. 契約者は解約を申し出た月の属する月までの料金を支払うものとします。			第16条（契約者が行う契約の解除） 3. 契約者が正当な理由無く撤去に応じない場合、当社は契約者に対し別料金表に定める損害金を請求できるものとします。 4. 契約者は解約を申し出た月の属する月までの料金を支払うものとします。		
第17条（当社が行う契約の解除）			第17条（当社が行う契約の解除） 5. 契約者が正当な理由無く端末接続装置の撤去に応じない場合、当社は契約者に対し別料金表に定める損害金を請求できるものとします。 6. 契約者の責めに帰すべき理由により弊社が定める日までに回線の撤去ができないときは、撤去を行うまでの期間について、その残置に係る費用として乙が別に定める維持費相当を請求できるものとします。		
諸手数料			諸手数料		
項目	料金	備考	項目	料金	備考
加入証明書発行手数料	1,100円		解約手数料	3,300円	
再開手数料	2,200円	一時停止による再開時に納付	加入証明書発行手数料	1,100円	
契約変更手数料	1,100円	上位への契約変更は無料	再開手数料	2,200円	一時停止による再開時に納付
延滞料	220円		契約変更手数料	1,100円	上位への契約変更は無料
再接続手数料	5,500円	契約解除からの再加入	延滞料	220円	
			再接続手数料	5,500円	契約解除からの再加入